



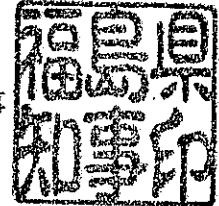
資料 No. 2-1

6環共第1225号

令和6年8月26日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県の上乗せ排水基準の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準の見直しについて。

2 諮問理由

法で電気めっき業に限り適用されている「亜鉛含有量」の暫定排水基準の適用期限が延長されることを受け、法と同様の趣旨で県内の工場・事業場に適用している「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準の定める条例（昭和50年福島県条例第18号）」の上乗せ排水基準の適用期限を見直すため。